

改善報告書

令和 7 年 7 月 25 日

1. 大学名：名古屋経済大学

2. 認証評価実施年度：令和 4 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○人間生活科学部教育保育学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であることから入学者の一層の確保に向け改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 2-1 について

令和 4（2022）年度の認証評価受審の際に「改善を要する点」として指摘を受けた人間生活科学部教育保育学科の収容定員充足率を改善すべく、同学科を個別紹介するガイドブックの制作・配布や犬山市、小牧市、扶桑町など近隣市町村との地域連携事業等を展開し、懸命に広報活動に努めてきた。しかし、過去 5 年度の入学者数および在籍者数は（表 1）のとおり推移し、入学定員に対する平均充足率は 47%と、大きな改善には至らなかった。

（表1）人間生活科学部教育保育学科の在籍者数（令和7年5月1日現在）

	項目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
人間生活科学部 教育保育学科	入学者数(A)	54	47	31	40	61
	入学定員(B)	100	100	100	100	100
	入学定員充足率(A/B)	54%	47%	31%	40%	61%
	在籍学生数(C)	166	165	182	213	221
	収容定員(D)	400	400	400	400	400
	収容定員充足率(C/D)	42%	41%	46%	53%	55%

近年、保育士・幼稚園教諭免許取得を目指す志願者、入学者が年々減少しており、本学のみならず幼児教育、保育の分野を設置する大学では学生募集に苦戦しており、学生募集を停止する旨を公表する近隣他大学も散見される。一方で、なかなか解消されない待機児童問題および保育士・幼稚園教諭、小学校教諭の人材不足が日本社会の重要課題とされている。人間生活科学部教育保育学科が保育士・幼稚園教諭、小学校教諭の養成機関として、保育者、教育者を社会に輩出することは地域社会のニーズから重要な責務であると認識し、規模を縮小してでも存続しなければならないと考えている。現在、同学科の収容定員を令和 8（2026）年度より 400 人から 200 人へ、入学定員を 100 人から 50 人へ見直すことを計画し、文部科学省への届出を準備しているところである。今後は、見直しする収容定員を確実に充足できるよう、これまで以上に丁寧かつ積極的に広報活動に取り組んでいく。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 2-1 の資料

- ・令和7年度第2回理事会議事録（抄録）（2025年6月24日）
- ・教育保育学科ガイドブック
- ・名経大通信 vol. 63
- ・名経大とつくる地域のげんき vol. 27
- ・【様式】学部、学科別 在籍者数

改善報告書

令和7年7月25日

1. 大学名：名古屋経済大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項第3号に定められている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、規則等を整備するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

令和4（2022）年度第9回大学評議会において、名古屋経済大学学則第43条の改正（2023年1月1日施行）及び学長裁定「学則第43条第2項第3号の規定により、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件」（2023年1月1日裁定）の制定により、学校教育法の趣旨に従い学内規則を整備することを審議・決定した。決定内容につき、経済学部、経営学部、法学部および人間生活科学部の各学部教授会において報告・周知がなされ、その運用を開始した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・大学評議会議事録（2022年11月30日）
- ・学則変更新旧比較対照表（第12章 学部教授会 第43条）
- ・学長裁定（2022年11月30日）

改善報告書

令和7年7月25日

1. 大学名：名古屋経済大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第3項に定められている、教授会が「教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」機会について、規則等を整備するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

令和4（2022）年度第9回大学評議会において、名古屋経済大学学則第43条の改正（2023年1月1日施行）及び名古屋経済大学学部教授会規程第7条の改正（2023年1月1日施行）により、学校教育法の趣旨に従い学内規則を整備することを審議・決定した。決定内容につき、経済学部、経営学部、法学部および人間生活科学部の各学部教授会において報告・周知がなされ、その運用を開始した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・大学評議会議事録（2022年11月30日）
- ・学則変更新旧比較対照表（第12章 学部教授会 第43条）
- ・学部教授会規程変更新旧比較対照表